



環境基本計画の
基本目標と施策の体系

第3章 環境基本計画の基本目標と施策の体系

1. 養父市の望ましい環境像

第2章で述べた養父市の現状と課題を踏まえ、今後10年間を見通して、目指すべき「望ましい環境像」を以下のように定めます。

あす
人と自然がよりそい未来を育むまち

2. 基本目標

目指すべき「望ましい環境像」を実現するための基本目標として、以下の5つを定めます。

(1) 地球環境負荷を低減します

クリーンエネルギーの導入推進、公共交通機関の利用推進、低炭素社会への移行、オゾン層破壊防止など、地球環境への負荷を低減するための取り組みを実施します。

(2) 安心・安全な生活環境を確保します

地域の環境負荷を低減、魅力あるまちづくり、循環型社会への移行など、安心かつ安全な生活環境を確保するための取り組みを実施します。

(3) 多様な自然環境を維持します

貴重・希少な動植物の生育・生息環境の確保、人と自然環境の調和、森林資源の有効活用など、多様な自然環境を維持するための取り組みを実施します。

(4) ひとりひとりが実践し協力します

環境保全活動や環境教育の推進、環境情報の充実・発信、環境保全に貢献する産業の育成など、環境を守るため、ひとりひとりが実践し協力します。

(5) 環境に配慮した観光・交流を推進します

豊かな自然を守り活かした観光産業の育成、すばらしい景観の保全、歴史と文化の継承と活用など、環境に配慮した観光・交流を推進する取り組みを実施します。

3. 施策の体系

養父市環境基本計画では、環境関連施策の体系を次のとおり定めます。

